平成２２年（フ）第１１０号
福島県東白川郡矢祭町大字東舘字塘ヶ沢15番地１　ハイツフローラ205号室
債務者　田中百合子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
福島県白河市昭和町198番地１　昭和町コート101号
債務者　佐藤　公治
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２５９５号
名古屋市瑞穂区妙音通４丁目27番地の３　浅井ハイツ７－Ｃ号
債務者　原田　正文
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４６号
神戸市北区山田町小部字出坂山10番地の５103号、従前の住所神戸市北区大原３丁目17番地の１　１―907号
債務者　島田　達也
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７７号
神戸市須磨区横尾５丁目２番地58号棟304号
債務者　辻井　　誉
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１４号
神戸市中央区二宮町２丁目12番19号
債務者　有場　澄江
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２号
青森県弘前市大字住吉町22番地７　クローバーマンションパオ506号
債務者　兼子智恵子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０７号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目11番地
債務者　松村江梨花（旧姓杉田）
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３０号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目58番地　市営住宅Ａ―503
債務者　青木　光子（旧姓有村）
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３８号
神奈川県横須賀市若宮台10番10号　上野荘101
債務者　池田　清子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４４号
神奈川県横須賀市追浜町１丁目51番地51
債務者　谷口　慎子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２６６号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｃ―202号
債務者　齋藤三枝子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２０号
和歌山県岩出市中島898番地の25
債務者　髙間　京一
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１号
和歌山県岩出市中島898番地の25
債務者　髙間里美こと　ＡＰＨＩＳＯＭ　ＴＡＫＡＭＡ
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３６１号
和歌山県海南市重根1443番地３　メゾンさくら１階10号
債務者　北垣内裕美
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６２号
和歌山県有田郡有田川町大字栗生213番地
債務者　田端　克己
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４９２号
和歌山市美園町４丁目59番地の３　ロ―ゼンラ・ビ―４―Ｃ
債務者　池田　國雄
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係